六六和歌集抄注

哀傷
雜上下

七



古今和歌集巻第十四抄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小野の[illegible]

[illegible]

明並授從五位上從五位下上毛野朝臣滋子授正五
位下慶賀之餘歡恩將及餘家人也云々此家人
少年ニ上毛野氏の女もあれバ岑雄も家人なる
べくおぼゆ

源くさの聖べ乃探し心にくるべてとしばかりを
墨濱にさせ

見ハなるに人を殆る聖べなれバ探もんして人の
家衣を見る事ハ是も墨濱にさせと此ハ乃
切なるんとりいへり公の薨じめ六ハ正月なれバ
同世に源氏山に細めてゐる後にとあれバ二月の
末なるべきなれ喫ゐるをんてよめる歌べし
家ニ京の敏行の朝臣乃分てゐりまける時ニ。
よみて。この家に法くなんしゐ

紀ノ友則

拾芥抄に正嘉七年に卒スとゑしより後撰にもなひ
し侍りて在江の寶寺におもりて侍りけるにて人の
名より宗流のみこの石山にまうでゐるを喰ひ人
なんゆきるぬると告侍りけれバおひてつかはし
けるとしゆきの朝臣 重坂乃ゆふぢ[illegible]
とりのさ[illegible]ゆきのぬ[illegible]
事にや

解てもとゆねでもゑしけりあれくるゝハうしきせ[illegible]
のせぐ夢にハ何りけ[illegible]

解てもゑゆハ夢し解でもゑしけりハうしきをそ
けるハ解てゑるぞうり夢にもつらぞ現も又夢
なれバ世を何事も夢しと敏行朝臣の分て

その本にねでもゑしけりしあれ
とゑしけり[illegible]
[illegible]

十六

12

古今倭歌集巻第十七打聴

雜之部上

万葉にてハ相手（アヒギコエ）換（カナシビウタ）の客旅（タビノウタ）を初にしるのこと
して四季にてもも雜（ヨミ）換（ザウ）の掟（セドウカ）の事なぞをもて
其の物を詠（ヨミ）るをまた雜（ザウ）の事といへバ此集に
雜（ザツテイ）にてまれて作るを序文をもてんるに四季
無賀哀傷旅なぞにつらでたぐにいひたるを雜の
事とせり雜ハ雜（ヨミ）の義にてくさぐさとまあり又い
ろくとてにあるべし

題しらまで　よみ人しらず

我さへ千歳でおくする天の川とわたるふねの
うの乃しぼくの

賀ゆえ此事れつぐよハ皆よろこびまゝ事れたぐひ

もしきれの一りゆゑゆゑまもけしのくまいこれ
ずらあたれとそ見る
紫そ色のうるはしまなまて武蔵野れたてもな
く廣さは紫草も多くなるになれば我ゆゑの人
一人ぞ故に来くるでもむつまじとこそ見をばこ人
てあるしみなくがらは皆なくがられ略し此事よ
りして紫の一りと故にも紫れゆゑりしもまもし
めれ却とうとをそて偽る人ようへのさぬを
たく海とてまえてやりたれ
なりおもの郭ト

和名抄 袍 きぬ

袍 人のめは業平れ妻しおとしとはそ妹しそれを妻に
もてる人に却くるしうへのさぬは袍(ホウ)なり
紫の色そは時はめそもたる海に整なる草木それの

もとづり 汁る

いせ物語には妻の妹をもつる人をいや
しき人として六位の袍をおくるとつくりしくるは
今のこゝろ如くなり
なしじくそれをもて今をこそ
うしま

業平の妻れ妹を妻としてまける人もたり
紫の袍を着るべき人まてそれを贈る故に紫は
こゝとひて下にはは紫草の生る間に妻の人を
本を着て出るなくがらうつくしきもにしくる
るし 然もたるに土左日記に松原にもたるくに
とさるに同じくてハ妻紫を本としてそれが
ををなる今くれ草木りしそれ草木の前
も蔵をもいくどそれは絹は同じくて蔵(コト)
大物そふちたられくふ法師の郭臣宰相より
中納言に成る時にそめぬうへのさぬれ
いやをおくる海とてよみたる
近流乃古れおほいまちち先

或注 元年正月五日任中納言従三位

こゝ宮中なれば天上の事うとくてかうは公
幸姫の為をてつを天女おもをくてあるのが
酒人一首古統と
ようくいふ
そもそもしがほとおもふそくほとゝぎすもし
立給はゞにかんにかのもれおちうるを
をんてたゞなんとゝむらひてよみる
いかゝおもたのおうしてゝきゝ君
ぬや待とてとしふるまつの根のごとくを
やあらんとおもふなるまことの根のごとくを
松ひてかへ〳〵待とゝきゝ〳〵てとぐそゝぐと
うたゞりとやあらんとおもふなるまことの
寛平御時きさいの宮の歌合のとき秋の歌
うゑ残すをきて。きりぎりすの歌。たゞみる
乃おもふこゝろをよめる
あきぐもりひて。うゑ残おきてぞ。
おくもいそびなるれば。なくひのつゆさへ
なんそゝとひとれば。ゝゝぞれ本ふかくなる
そ御返し別
よゝ仕ゝ〳〵ふ。ゝ上人ゝ〳〵ふ。酒のお話をゝさゝとゝ
黒酒白酒なぞゝれ如ゝ〳〵ふ。ゝ〳〵ふゝ
八上〳〵ゝゝゝし義人ゝ〳〵ふ。宮の内方れ女義人
なり酒ゝ表使ゝとゝゝ〳〵使ゝゝ〳〵ふゝ
宮上人ゝを酒乃お酒ゝをゝ銚をゝ〳〵ゝ
ゝゝゝ

きれたらゆき

うたゝまぎこしくもあらうれ月新のいてゝぬさ
どもはらじと思へバ

是ハ月面白しとて来たる人なれバ月新のいる
こゝ里なよみくれ我のこを友と思ひてもちじと
思へバとそれて遅くんなぶらうつ詠く思ゆると
月まうくてよりうつりて志らしま友なれバ激ぐ
池より月れしらぬ海なよめる
かゝ川なれ物と思ひし我名座ま山のんなるで
いぢる月うげ
秋ま一りと思ひし菊を大沢のとよめるま同じ
題しらず　よ美人志らず
天の川雲れをまでちやられバ光とゞめぢ月で

よりも時雪ゆゑ
鳴里れあてらに
れバ狂しくこれ
ぬるしかめうゝ

なるがすゝく
こハ名れ源ま筋をみをとゝのへバ天の川とそまつま
て雲れ名尾とゝひて月をとゞとはらるぞちや
く流すとこそ みをハ名れちやく流るれバ万葉
よりてみて塔に浦なる松浦弁うぢおとうかし
みをこちやくうも
ぶらうぢして月のうつ新く山りとハ何なるおりてぞ
悪しうりける
是ハ又山の雨れあるうを思ひやうて上の遅く
出る月まもあらバとかなしうるんし
されたかのみとれ。うぎしハ海ともまうりてやどり
にうゐりて松ひとよ海をのこ物ぶうりをしけるに。
十一日の月をかくれなんとしけるをりに。みま

十七
十

にけるの孔

上ハ序にてたゞかへにくもをにそるゆといへるし
それ本にハかへ侍くとそ如此しかし所貼本
にハかへにくとあり是をとれり
其なじ此時うへのさむらひにてをのこどもに
おほしおこまひて おほしにてうびありそる法
いでに法にうまへれる
としゆまれ朝臣
上れさむらひハ家上の仕所しおほんあるびそ
登給し
おいぬとてなどう秘方をせめさけんおいぞバ
ちふまにてうしものを
こハきぬとて今るでなどう吾身を無へ来けん

ちふるでまて世にてうそバかく侍めでたる法
遊びに乗りなる事もあらじをとよろこびのあ
まりにをもを所がらいはふしにてうしもの
うそにてうそんものゝあふるじとし
題しらず　よみ日とさしらず
ちりやぶるう治の橋もりなれをしでにてうれ
とぞ思ふ年れ為ぬれバ
ちはやぶる氏と法ぐく別辞にて氏を宇治れ
里にとりなせり橋守ハ野守笑守など各ちれ
を守者に名法くるしなれをしでハ油をうし
しハ野辞 橋守れ油ゞ年へぬるをあれ
とぞ思ふとし或人ハ此橋守を才徳ある人れ
世に流してあるをにうれして橋守によをて

ちはやぶる別辞をいへり

日本紀天武之上巻
命鬼道守橋者
遮皇太弟宮舎
人運私粮吏

中務親王ハ拵案略記ニ正嘉五年十二月廿七日三
不行中務卿敦実親王卒ス[illegible]
ハ管絃ニ深ケ[illegible]山の木ぶち中[illegible]
[illegible]
心[illegible]
せ[illegible]
はじめ[illegible]
[illegible]
[illegible]

伊勢

[illegible]船の[illegible]
[illegible]
[illegible]船[illegible]

もあれバ詞れよせしてさしそ船のとまりしい
ひてとゞめ[illegible]
荀子云君者舟也庶人者水也[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
唐琴の泊吉侍の図[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

左　芸

在原行平、新任
[illegible]
時乃滝[illegible]
[illegible]
[illegible]

六月按察使三郎即立為此未第二回度良皆仍や
暗我の此代にハ其ゝ詩ゝをぬらせぬひたる故に蔵
中にても皆詩をよく作らを行ひて云ハまれ〳〵
よるせぬ事ハ後撰にも此皇女の此歌ニ由来ニ本に
まゝかれる技もあるものを毛をふまゝ疵をいふかるり
なよ今の命としもよ本文をひらくてよるせぬくると
見ゝたり命をのこよるせぬたましかバ皇女の此方に
うなひて嘗れこゝかれる海よりも玉をなし松風まか
よくる琴よりも猶志しべの高く作りぬべけれど
くちをしくそ思ふ侍るといへり言ふ此命ハ皇女
乃此命加べられど語ゝ撰者乃出るにあらねバ例
まゝりてこゝもたゞりて見べしとてや 講説云
我力かゝうれよの中と歌に詩ゝ人のゝめさへかる
しゝうるゝん
世れ中を憂抽く歌くハ歌身からしるを人のこ
をはくなげくらんとし此命もいふで出しうるんと
いふでの詞を入て叩べし此命れ言はるゝ事ゆ
まで歌しらでなれバ此ごうよいひぐらし

おまの國に流されて侍る時にまゝめる
多くのむかしの事ゝ
おもひまや歌れたるまゝ相しらへて匡れ縄
たよいさりせんとハ
隠岐に配流の事旅の歌にいへり、かく左近の方と
なりて海人れなほまゝを志ておらんとハ思ひたゞり
まゝ云し思ひきや、思ひたりや思ひたゞりてこゝ
歌ハ廣く旅の外なる国をいへり匡れ縄ニよハ
網羅釣縄などをたぐる海人のしまぎをたぐり
をたぐめてたよこゝいさりハ磯狩の約めし
ひなれまゝれとハ事を国におもふれてをるありさ方
を即体の語としてこれ文と人のつゝめにいふ詞加べ
田村乃御時に事にあらりて津の人にれ流る
といへ所にこゝ皇侍るに文のうちに侍る

ひなれまゝれ人
万葉考 文紀 附
解考ゝ云ひ

十八

九

二条

或抄に源定の孫宿(ヤドル)の女又(ムスメ)一説には源ノ玉の女と
いひ殖抄書には女蔭人二条 数なるぬ抄書をうし
みれ演子等語をうしなく思ひ分かれとして説
に入て侍りけるを所説ぜきをみつて正義の御
製 演子等ひくもしらぬ語なれやふみつけつらん
しるべきになし

人ふるほさと我いとひてこし如どもなられ都にも
うれな成りけり

ちとて我を古されたるをいとひて甚故(フルサト)さとを出てし
に平珠(ナラノミヤコ)も故(フルサト)とさけば家為に憂名しとよの
り人とて我し家を業(メデ)られぬこうふるされし
ますせて古さとを出てしとそしある人をそれは

ほ様にそんはそやく
なられ都にしなり
ましをこひしよ
るれみもふりぬる

人にふるされたり時なるべしもし女ならん人れ二条
ならば正義事のまほまさせ給へるほのるまやと
ふいしらば　よみ人しらず

世れ中はいづまにうしてまぐなるんゆまとるをぞ
宿とさらもる

心あまらけし僧の前なるべし

逢坂の風れとうせはさむられど行へ志らぬ孫ばを
ぞ法にてぬる

是はいづまに家も志らねばあふさの山の雲に相
きなに寝るなるし

風のうへにのりこの所ぞめぬ蓬れ男は行へもしらば
成ぬべしなり

忠岑の志の家に蓬につけしや蓬の男につもれるす